

# 静岡県電子納品運用ガイドライン

平成 27 年 3 月

静 岡 県

## <目次>

<b>1</b>	<b>本ガイドラインの取り扱い</b> .....	<b>2</b>
1-1	目的 .....	2
1-2	適用する事業.....	2
1-3	標準的な電子納品の流れ.....	3
1-4	準拠する要領・基準類 .....	4
<b>2</b>	<b>電子成果品のフォルダ構成</b> .....	<b>5</b>
2-1	工事成果品 .....	5
2-2	業務委託成果品 .....	6
<b>3</b>	<b>電子納品の実施にあたっての留意事項等</b> .....	<b>7</b>
3-1	特記仕様書への記載について .....	7
3-2	提出する部数について.....	7
3-3	発注図の準備について.....	7
3-4	受発注者間協議事項について.....	8
3-5	CAD データのフォーマットについて.....	9
3-6	写真について .....	9
3-7	検査方法について .....	9
3-8	電子成果品のチェックについて .....	9
3-9	電子成果品の保管管理（発注者）について .....	9
3-10	静岡県の電子納品に関するホームページ .....	9

# 1 本ガイドラインの取り扱い

## 1-1 目的

「静岡県電子納品運用ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」という。）は、静岡県が発注する公共事業で電子納品を具体に実施するにあたり、電子納品の対象範囲、適用基準類、発注者と受注者が留意すべき事項等を示したものである。

## 1-2 適用する事業

本ガイドラインは、静岡県交通基盤部及び経済産業部の発注する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園工事、下水道工事、港湾工事、農林土木工事、その他これらに類する工事及びそれらに関連して行なう測量、設計、地質・土質調査の委託業務の成果品に適用する。（電気通信設備工事、機械設備工事は対象外）

ただし、「年間業務委託」や「小規模修繕工事」など、将来にわたり成果品の有効利用が見込まれない工事、業務委託には適用しない。

なお、電算帳票作成業務委託は、「電算帳票作成委託の電子納品要領（案）」を適用すること。

種 別	仕様書名称	監 修
土木工事	土木工事共通仕様書	静岡県建設部
農林土木工事	農林土木工事共通仕様書	
設計業務	業務委託共通仕様書 農林土木業務委託共通仕様書	静岡県土木部 静岡県建設部
測量業務		
地質・土質調査		

表 1-1 成果品を規定する仕様書

### 1-3 標準的な電子納品の流れ

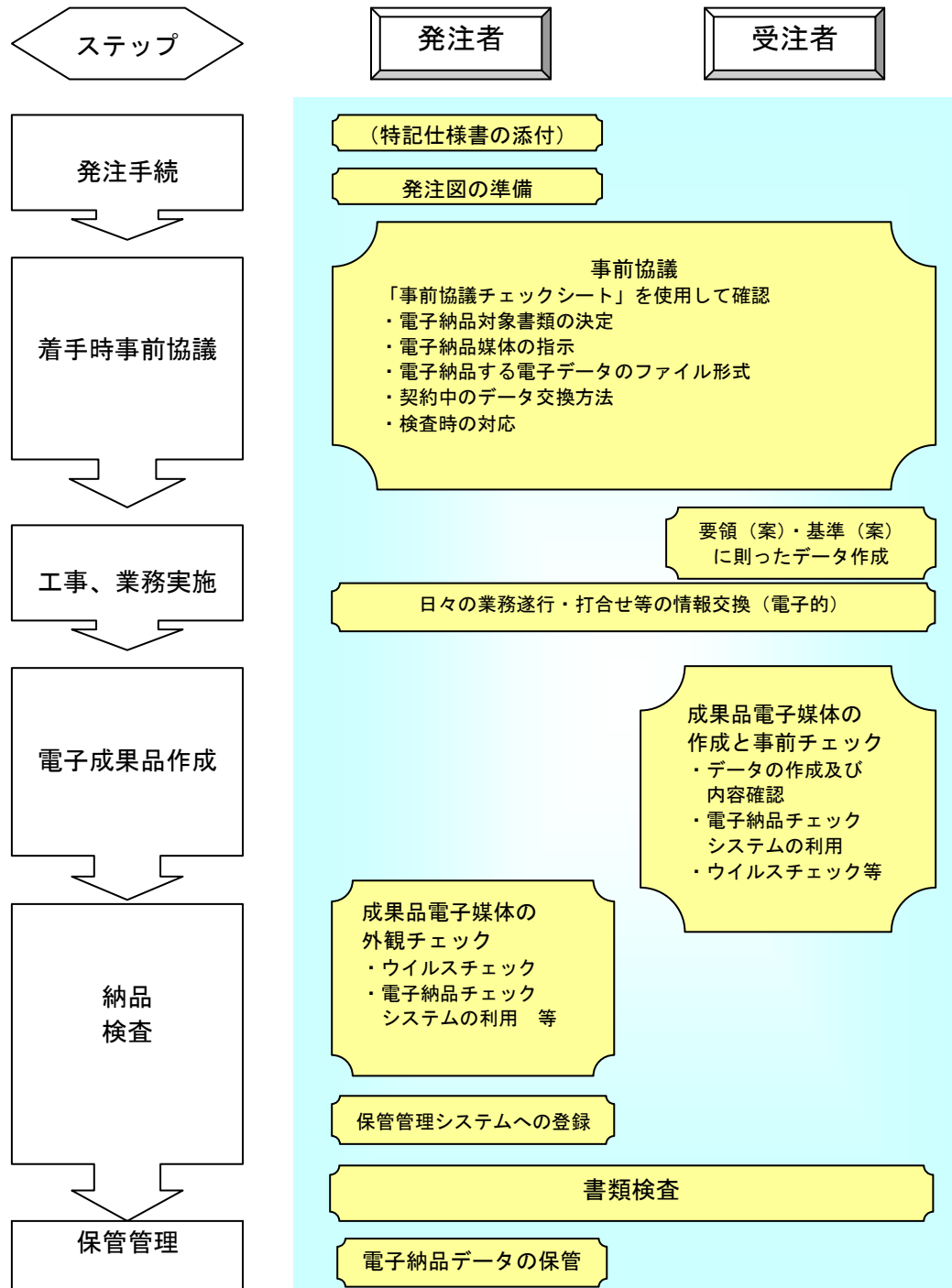


図 1-1 電子納品全体の流れ

## 1-4 準拠する要領・基準類

静岡県の発注する工事、業務の電子納品を作成する際は、以下の国土交通省が策定した要領（案）、基準（案）に準拠する。

[http://www.cals-ed.go.jp/index\\_denshi.htm](http://www.cals-ed.go.jp/index_denshi.htm)

- |                       |              |    |
|-----------------------|--------------|----|
| 1. 工事完成図書の電子納品等要領     | 平成 22 年 9 月  | 改定 |
| 2. 土木設計業務等の電子納品要領（案）  | 平成 20 年 5 月  | 改定 |
| 3. C A D 製図基準（案）      | 平成 20 年 5 月  | 改定 |
| 4. デジタル写真管理情報基準       | 平成 22 年 9 月  | 改定 |
| 5. 測量成果電子納品要領（案）      | 平成 20 年 12 月 | 改定 |
| 6. 地質・土質調査成果電子納品要領（案） | 平成 20 年 12 月 | 改定 |

なお、各電子納品に関する要領（案）、基準（案）等は、適宜追加・改定等が行われるので、事前協議に際しては、最新版を確認し適用開始時期に注意するものとする。

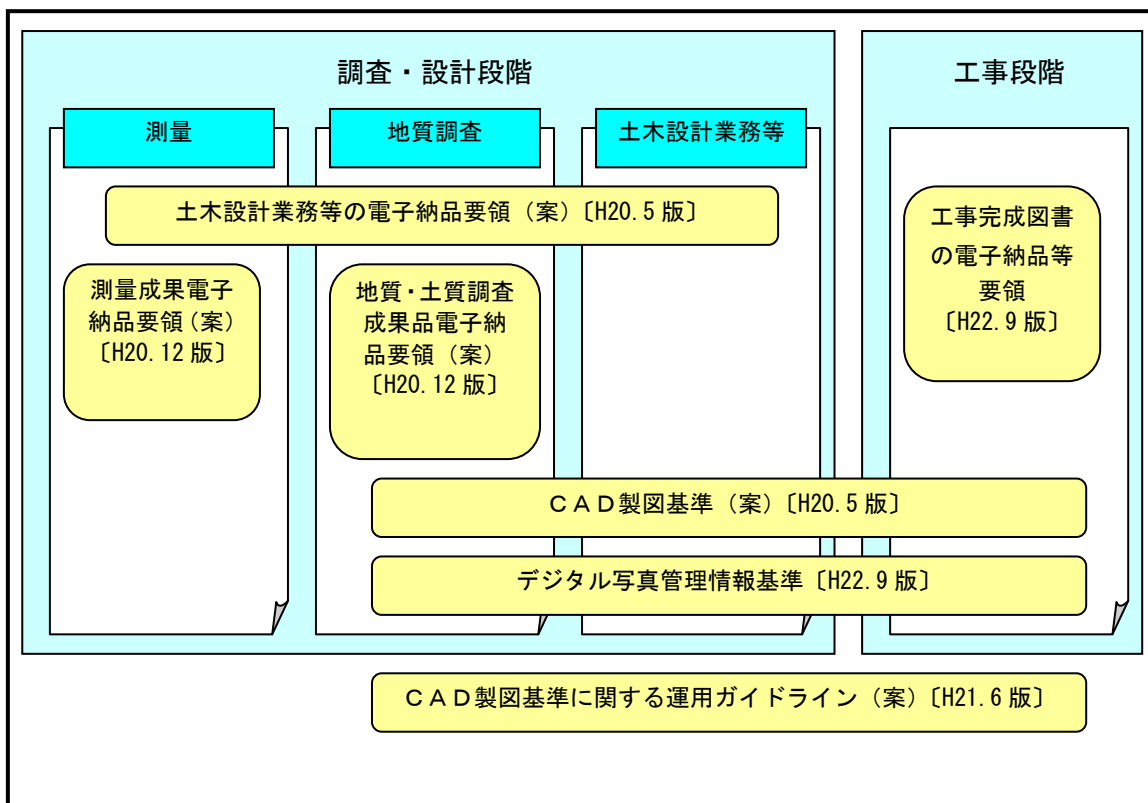
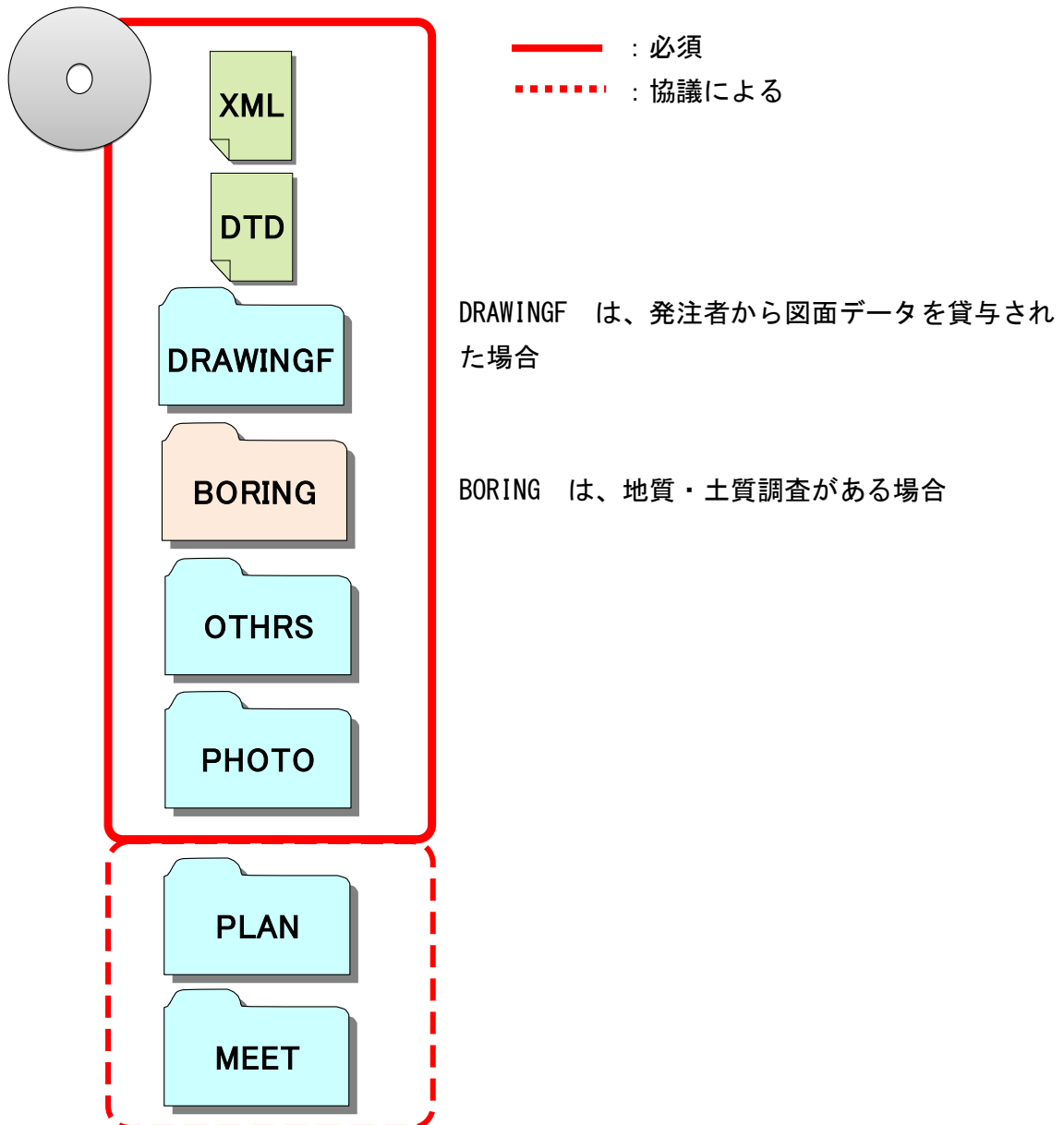


図 1-2 電子納品に関する要領（案）・基準（案）の関係

## 2 電子成果品のフォルダ構成

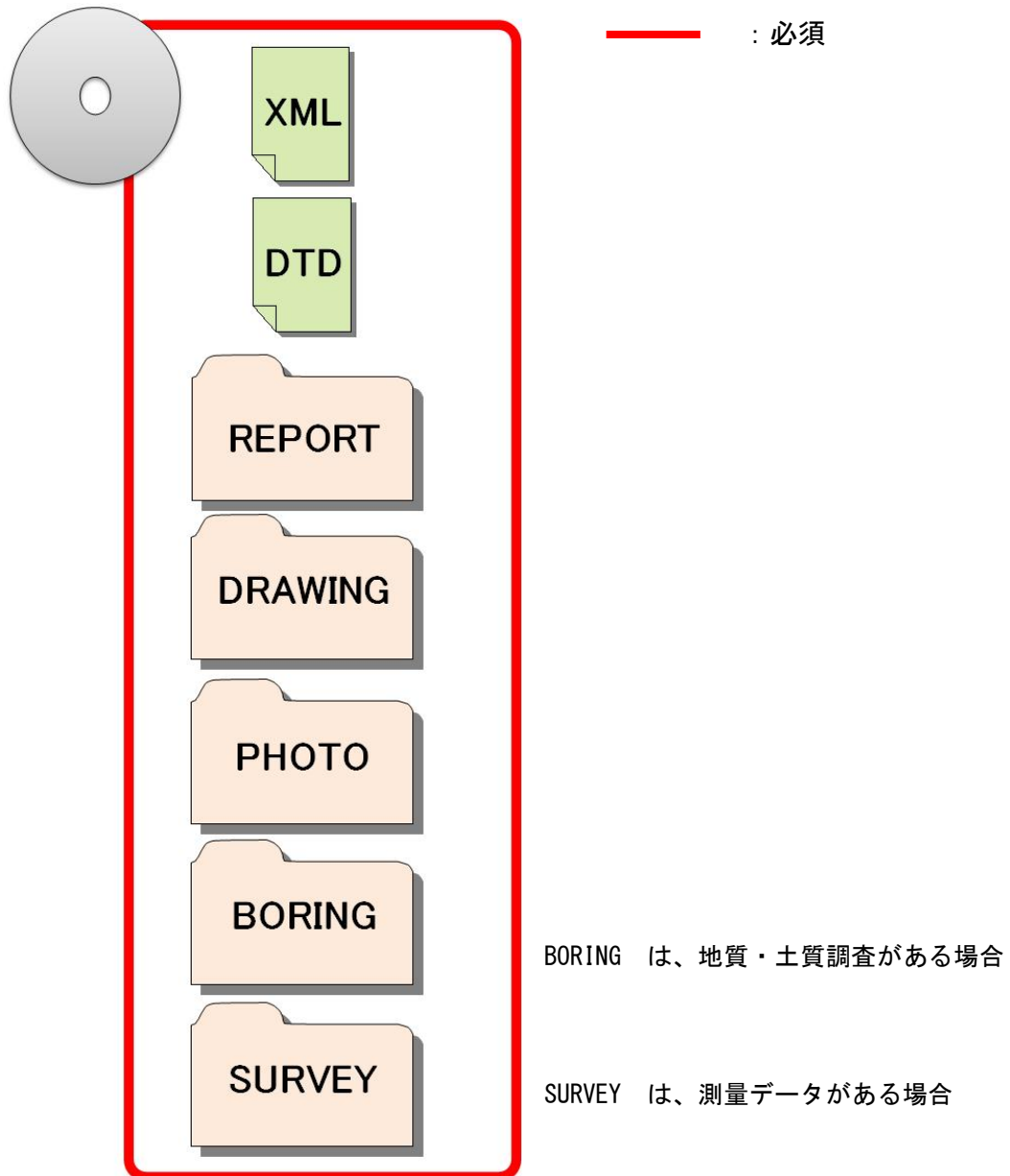
### 2-1 工事成果品

工事の電子納品は、原則、「工事完成図書」の電子納品等要領」のフォルダ構成に準拠すること。



## 2-2 業務委託成果品

業務委託の電子納品は、原則、「土木設計業務等の電子納品要領（案）」、「測量成果電子納品要領（案）」、「地質・土質調査成果電子納品要領（案）」のフォルダ構成に準拠すること。



## 3 電子納品の実施にあたっての留意事項等

### 3-1 特記仕様書への記載について

成果品を規定する共通仕様書等に、電子納品についての記載がない場合は、電子納品に関する特記仕様書を必ず記載すること。参考に、設計業務委託の場合の記載例を以下に示す。

第〇〇条（電子納品）

- 1 本業務は電子納品対象業務とする。
- 2 成果品は、「土木設計業務等の電子納品要領(案)」に基づいて作成した電子データを電子媒体で2部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、発注者との事前協議により、電子化の是非を決定する。
- 3 電子成果品の提出の際には、国土交通省の電子納品チェックシステムによるチェックを行い、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

### 3-2 提出する部数について

工事及び委託業務で提出する成果品の部数は以下のとおりとする。（CD-R が複数枚となる場合は、DVD-R の使用も可とする。）

(1) 工事の電子納品

- ・電子納品媒体は、（正）（副）の2部  
ただし、監督員が指示した代表写真を出力し1部提出すること。

(2) 委託業務の電子納品

- ・電子納品媒体は、（正）（副）の2部  
ただし、書類や図面のうち必要となる部分を紙で1部提出させることができる。

### 3-3 発注図の準備について

発注者は、「CAD 製図基準（案）」に準拠して作成された発注図の CAD データを準備できる場合は、積極的に必要な加工をして受注者に貸与すること。貸与した場合のみ電子納品対象とし、受注者は「DRAWINGS」を格納する必要はない。

なお、発注図が紙図面の場合は、電子納品の対象としない。

また、「CAD 製図基準（案）」に準拠していない CAD データの場合は、電子納品の際に準拠させる必要はない。



### 3-4 受発注者間協議事項について

発注者と受注者は、着手前に、「事前協議チェックシート」を使用して電子納品に関する事前協議を行うこと。事前協議にて決定した内容は、総括監督員決裁の対象とする。

#### 1) 工事における電子納品する範囲の決定

次の書類は原則、電子納品とする。

- ・ 工事図面（完成）
- ・ 工事写真
- ・ 地質・土質調査データ
- ・ 使用材料品質証明書（オリジナルファイル）

次の書類は、オリジナルファイルを電子納品しても構わない。

- ・ 施工計画書（オリジナルファイル）
- ・ 指示・承諾・協議・提出・報告書（オリジナルファイル）
- ・ 品質管理、出来形管理資料（オリジナル）

書 類 名	格納フォルダ	備 考
工事図面	DRAWINGF	発注図を貸与した場合のみ
工事写真	PHOTO	
地質・土質調査データ	BORING	
使用材料品質証明書、 品質管理、出来形管理資料	OTHR	命名規則は、OTHnn_mm.XXXとする。 （国土交通省「工事完成図書の電子納品等要領」P25に準拠）
施工計画書	PLAN	
指示・承諾・協議・提出・報告書	MEET	様式-1

表 3-1 建設工事において電子納品する書類

なお、発注者は検査のためだけの無理な電子化はさせないこと。

#### 2) 上記以外で電子納品する書類

上記以外の紙書類で決裁を必要とした書類は、原則、対象としない。

#### 3) 受注者が作成するオリジナルファイルのファイル形式、ソフトウェアおよびバージョン

#### 4) 適用する各電子納品要領・基準及びガイドライン

#### 5) 検査の方法

### 3-5 CAD データのフォーマットについて

CAD データファイルのフォーマットは原則として SXF (SFC) 形式とする。

なお、設計業務委託における CAD データファイルは、併せてオリジナルフォーマットのデータも納品する。(設計業務の CAD データは、転用の可能性が高いため)

### 3-6 写真について

「デジタル写真管理情報基準」にもとづき撮影すること。また、工事監理の撮影頻度は「土木工事施工管理基準」の写真管理基準にもとづき、必要以上の枚数を納品しない。

### 3-7 検査方法について

事前協議の段階で検査方法について確認しておくこと。

電子納品された書類等はパソコン上で受検することを原則とする。

### 3-8 電子成果品のチェックについて

電子成果品が、各電子納品要領・基準に適合していることを「国土交通省 電子納品に関する要領・基準」Web サイトで公開している最新の「電子納品チェックシステム」により確認する。

### 3-9 電子成果品の保管管理（発注者）について

電子納品された成果物については、【電子納品保管管理システム】を利用して保存する。

保管後電子媒体については、契約図書とともに保管する。

### 3-10 静岡県の電子納品に関するホームページ

静岡県が取り組む電子納品に関する資料のダウンロードは「静岡県公式ホームページ」の技術管理課 CALS/EC ダウンロードページを参照する。

- ※平成 15 年 7 月 策定
- ※平成 17 年 4 月 改定
- ※平成 21 年 5 月 改定
- ※平成 23 年 6 月 改定
- ※平成 24 年 4 月 改定
- ※平成 27 年 3 月 改定